

2 0 1 8 （ 平 成 3 0 ） 年 度
京 都 市 多 文 化 施 策 審 議 会 報 告 書

京 都 市 多 文 化 施 策 審 議 会
2019年(平成31年)1月

目 次

<u>はじめに</u>	1
I <u>京都市への提言</u>	3
外国籍市民等の個々の事情に配慮して、日本語学習支援をはじめとするコミュニケーション支援の取組を進めること	
II <u>資 料</u>	9
1 2018（平成30）年度会議について	10
2 2017（平成29）年度提言を受けての京都市の取組	12
3 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数	14
京都市多文化施策審議会第5期委員名簿	16
京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）	17
京都市多文化施策審議会規則	19

はじめに

1200年を超える歴史と文化が息づくまち・京都においては、目指すべき都市の理想像として、昭和53年に「世界文化自由都市宣言」が示され、その実現を期して、「京都市国際化推進大綱」が策定されました。また、京都市基本計画においても国際化に関わる施策として、「多文化が息づくまちづくりの推進」を掲げ、取組が進められています。

外国人や外国に文化的背景を持つ方々が、京都市で生活されるに当たって直面する問題の一つが、コミュニケーションに関する問題です。日本語が分からない外国籍市民等の方々が安心して京都に暮らしていくためには、個々の事情に配慮した支援が必要です。

今年度から始まった第5期委員による京都市多文化施策審議会は、「外国籍市民等が暮らしやすいまちづくり」をテーマに、日本語学習支援や多言語での情報発信など、コミュニケーションに関する問題とそれに関して京都市が取り組むべき課題について、議論を重ねてきました。

京都市の外国籍市民数はここ数年増加しています。そうした状況の中、外国籍市民等の方々への支援の一つとして、言葉の支援が今後ますます重要になっていくことでしょう。

今年度の提言を踏まえ、外国籍市民を含むすべての人々が、暮らしやすく活躍できる多文化共生のまちづくりの一層の推進が図られることを期待いたします。

京都市多文化施策審議会 座長 浜田 麻里

I 京都市への提言

*次ページ以降，下線箇所は各提言内容の重点ポイント，ゴシック表記箇所は今後の取組の方向性を示している。

【提 言】

外国籍市民等の個々の事情に配慮して、日本語学習支援をはじめとする
コミュニケーション支援の取組を進めること。

1 外国語ややさしい日本語を用いたコミュニケーション支援について

外国籍市民や多様な文化的背景を持つ市民等にとって、日本で生活するうえでの課題の一つが、コミュニケーションに関する問題である。

高齢の外国籍市民等の中には、日本語が分からないため、介護を受ける際にコミュニケーションが取れないという問題に直面する方がいる。また、日本と異なる文化的背景を持つ子どもの中には、親や親戚とのコミュニケーションのために親の言語の習得を必要とする子ども達もいる。言語はアイデンティティとも深く関わるため、自分のルーツ及びアイデンティティと深い関わりのある言語の学習を支援することは大きな意味がある。

また、日本語学習という観点からみると、外国籍市民等は厳しい労働環境にあることも多く、日本語を勉強したくても勉強時間の確保が困難な場合がある。また、近くに教室がなく勉強できる環境がない場合や、時間があつたとしても日本語学校等は授業料が高額であつて通うことが難しい場合など、現実的には勉強を行うことが難しいことが多い。

そのような問題を踏まえ、環境を整えることも大事であるが、市から情報を発信するに当たっては、やさしい日本語や外国語を用いて多言語で発信し、日本語が分からない外国籍市民等への情報保障を行うことが必要である。また、内容の直訳にとどまらず、日本の文化や制度を知らない外国籍市民等が読んで理解できるような情報発信が求められている。とりわけ、健康保険や子育て、介護など社会福祉に関する日本語や、税に関する日本語は、日本語を母語とする人であっても、内容が専門的であり理解が難しい。まして外国籍市民等であれば、内容の理解がより難しく、必要なサービスが受けられなかったり、必要な手続きを知らずに放置してしまうお

それもある。

そこで、情報発信の仕方を工夫・改善するなどに努め、外国籍市民等に分かりやすい情報提供をすることが重要である。また、多様な国籍の子ども達が自分たちのルーツである言語を学ぶ機会が持てるよう支援することも重要である。

2 日本語学習の場としての日本語教室の充実について

一方、日本語を学びたい外国籍市民等からは、市内で開講されている日本語教室がどこにあるのか分からない、参加したが自分が求めるレベルと合わない、といった声があり、ニーズに応じた日本語教室の情報を得ることが難しいという課題がある。

日本語教室に行きたい市民の中には、子どもを連れて教室に通いたいという方や、自宅近くで開講してほしいという方もいる。また、日本語教室のボランティアは日本語を母語とする人でなければならないというイメージがあり、外国人が教えたいと思ってもなかなかそういった機会がないという声もある。他方、ボランティアとして日本語教室で教え始めても、スキルが十分でないため続けられない方もおられることから、ボランティアへの支援が課題であることに加え、学習者と教師をつなぐコーディネーターの養成も必要である。

そこで、日本語教室に関する情報提供の工夫や、学生も含めた担い手育成と支援、ニーズに応じた教室の開講支援など、日本語教室が持つ課題について、対応策の検討と具体化を進めていくことが重要である。

こうした課題や今後の取組についての検討と具体化にあたっては、(公財)京都市国際交流協会や京都市伏見青少年活動センターも参画する「**京都にほんごRings**」のような日本語教室のネットワークと、協働していくことが重要である。「京都にほんごRings」は、京都府内で日本語支援をするボランティア団体、個人のネットワークであり、日本語教室マップを作成して教室の周知を行ったり、ボランティア研修を行っている。こうしたネットワークを利用して意見交換を行い、日

本語学習支援の環境を整備していくことが重要である。

3 居場所や交流の場所としての身近な日本語教室の設置・充実について

地域の日本語教室は、日本語教育の専門家ではないボランティアの方々に主に支えられており、外国籍市民等と地域住民をつなぐ交流の場所や、外国籍市民等の居場所としての役割も期待されている。そして、多文化共生を地域に根付かせるためには、こうした機会を通じて、外国籍市民等と地域住民が顔の見える関係を作っておくことが極めて重要である。

お互い顔が見える関係を作ることができれば、互いの文化や考え方に対する相互理解が進み、日常生活でのコミュニケーションが進む。また、普段から付き合いを持っていれば、日本人も外国籍市民等も共に災害時に支え合うことができるなど、地域コミュニティの助け合いにつながる。

そこで、日本語教室の在り方を考えていくにあたっては、**地域の日本人と外国籍市民等の交流の場や、外国籍市民等の居場所としての役割を意識し、地域のより身近な場所に教室が設置されていくよう支援を行っていくことが重要である。**

4 結び

出入国管理及び難民認定法の改正により「特定技能」という新たな在留資格が作られるため、今後ますます外国人労働者の増加が予想される。それに伴って、日本語学習支援のニーズも高まると思われる。この法律では、外国人を雇用する企業は外国人労働者の日本語教育を実施する義務を負うとされ、企業が責任を果たしていかなければならない。そうした中で、行政においても日本語学習支援を行っていくにあたっては、企業と共に取り組んでいくことが必要である。

以上のような外国籍市民等の個々の事情に配慮して、日本語学習支援をはじめとするコミュニケーション支援の取組を進めることが、外国籍市民等が暮らしやすい多文化共生のまちづくりにつながっていくものとする。

II 資料

1 2018（平成30）年度会議について

2018（平成30）年度には、「外国籍市民等が暮らしやすいまちづくり」をテーマに3回の会議を開催しました。会議ごとに各分野の関係者からこれまで関わってきた多文化共生の取組について報告いただき、議論しました。

第1回会議

日 時：2018（平成30）年7月3日（火）

場 所：京都市国際交流会館

議 題：① 京都市多文化施策審議会の概要，会議の進め方について
② 外国籍市民等と日本語教育①

報 告：「多文化共生とにほんご教室」（村井繁光委員）

第2回会議

日 時：2018（平成30）年9月10日（月）

場 所：京都市役所

議 題：外国籍市民等と日本語教育②

報 告：「京都府における日本語教育体制整備と京都府国際センターの取り組み」

（報告者：公益財団法人京都府国際センター 近藤徳明様）

「堺市における日本語教育事業体制と人材育成」

（報告者：堺市文化観光局国際部国際課 瀬川万有美様）

第3回会議

日 時：2018（平成30）年11月13日（火）

場 所：京都市役所

議 題：「2018（平成30）年度提言について」

会議での主な意見（提言に反映されたものを除く。）

- 1 日本語教育の初期指導は難しいので、専門人材に任せるべきである。
- 2 日本語教室のボランティアの数が足りていないので、ボランティアの数を増やすことも必要である。
- 3 何のために日本語教室をやるのかという目的を持ち、ボランティアがそれを共有することが必要である。

2 2017（平成29）年度提言を受けての京都市の取組

昨年度（2017（平成29）年度）の本審議会からの提言を受けて、京都市では下記のとおり新たな事業への着手や既存事業の拡大など、さまざまな取組が進められています。

【提言1】

多文化・多世代の人たちが交流する機会を広げるとともに、
多文化共生の担い手育成に取り組むこと

【2018（平成30）年度の取組】

（1）外国人留学生と日本人学生の交流の実施

外国人留学生と日本人学生が英語で交流を行う企画を青少年科学センターや平安神宮等で実施し、国際コミュニケーション能力の向上や若者同士の相互交流、留学生の日本理解の促進を図った。

（2）友好都市西安市との青少年交流の実施

本市の友好都市である西安市の民族楽器を専攻する青少年と、市立西京高等学校吹奏学部及び南区の児童等が、音楽を通じた文化交流を行った。

（3）京都市地域・多文化交流ネットワークサロン通信における東九条の歴史の紹介

京都市地域・多文化交流ネットワークサロン通信に、東九条地域の歴史について紹介する記事を掲載し、多文化共生について考える機会を提供した。

（4）多言語による小学校生活スタートガイドの作成

外国に文化的背景を持つ子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるよう、日本の小学校生活や入学までに各家庭でやっておきたいこと、母語で子育てをする大切さなどについてまとめた保護者向け冊子を多言語で作成した。

【提 言 2】

国籍や文化的背景の違いを超えて、多文化理解を深められる取組を充実させること

【2018（平成30）年度の取組】

（1） 世界文化自由都市宣言40周年記念事業の開催

宣言から40周年の節目を機に、シンポジウムの開催、マンガ（日本語、英語）及び映像（日本語、英語）の作成などを行い、文化による世界との交流と平和の実現という宣言の理念を共有し、広く国内外に発信した。

（2） パリとの友情盟約締結60周年記念事業における文化イベントの実施

本市とパリ市との友情盟約締結60周年記念事業において、パリ市が派遣するアーティストと京都市内で活動するアーティスト等との交流を行う事業を行ったり、日仏現代アートの祭典「ニューイ・ブランシュ KYOTO」など、仏文化を発信する様々なイベントを開催した。

（3） コミュニティ通訳人材育成事業の実施

本市の行政通訳相談事業が開始されて今年で10周年を迎えたことを踏まえ、今後のさらなる人材育成を進めるため、通訳者の役割や技術等について検討する会議の開催や、母子保健通訳に関するDVDの作成、コミュニティ通訳に関する試験問題の開発等を行っている。（平成30年度中に完成予定）

3 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数

(1) 国籍別 外国籍の住民基本台帳登録者数

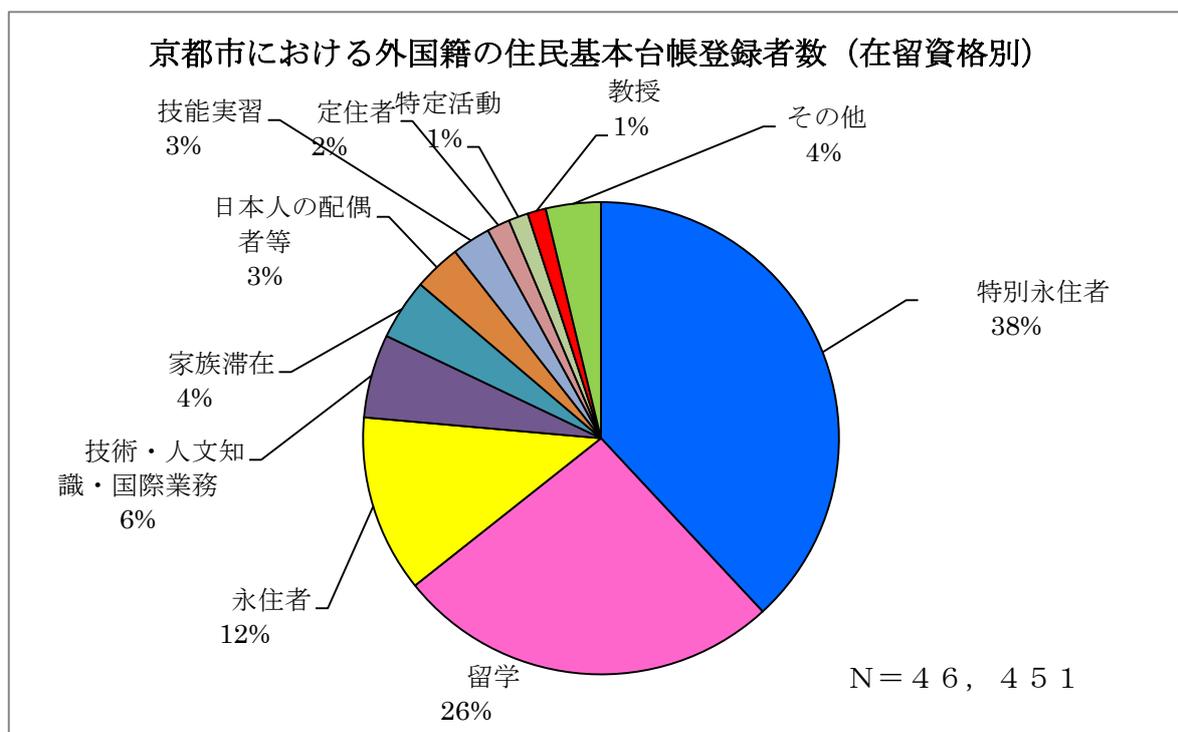
2018(平成30)年12月末現在 単位(人)

京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数(国籍別,平成30年12月末現在)					
					単位(人)
国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数
韓国	19284	チェコ	20	キューバ	3
中国	12396	南アフリカ共和国	19	グアテマラ	3
ベトナム	2343	デンマーク	18	クウェート	3
台湾	1608	ラオス	17	サウジアラビア	3
朝鮮	1395	ノルウェー	16	スロベニア	3
米国	1211	オーストリア	15	ドミニカ共和国	3
フィリピン	1180	カザフスタン	15	フィジー	3
インドネシア	669	ギリシャ	14	ベナン	3
ネパール	612	ポルトガル	14	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3
フランス	606	ナイジェリア	13	ホンジュラス	3
英国	427	ボリビア	13	アゼルバイジャン	2
タイ	418	スロバキア	12	アラブ首長国連邦	2
インド	364	モロッコ	12	カーボヴェルデ	2
カナダ	280	コンゴ民主共和国	11	ジョージア	2
ドイツ	253	ジャマイカ	11	セルビア	2
オーストラリア	244	シリア	11	ニカラグア	2
イタリア	186	マダガスカル	11	パナマ	2
マレーシア	182	リトアニア	10	バプアニューギニア	2
ロシア	179	チュニジア	9	ブルネイ	2
スリランカ	178	パレスチナ	9	マラウイ	2
ブラジル	147	ジンバブエ	8	マリ	2
ミャンマー	135	セネガル	8	モルドバ	2
Bangladesh	128	バーレーン	8	リビア	2
スペイン	105	エストニア	7	アルメニア	1
モンゴル	100	ギニア	7	イエメン	1
エジプト	79	トンガ	7	エクアドル	1
カンボジア	77	ヨルダン	7	ガンビア	1
ペルー	77	アイスランド	6	キプロス	1
シンガポール	75	アルジェリア	6	グレナダ	1
メキシコ	74	クロアチア	6	コンボ	1
オランダ	68	コスタリカ	6	サモア	1
スウェーデン	66	レバノン	6	シエラレオネ	1
ニュージーランド	63	ウガンダ	5	スワジランド	1
イラン	62	オマーン	5	セーシェル	1
トルコ	56	ガボン	5	セルビア・モンテネグロ	1
スイス	51	カメルーン	5	ソマリア	1
ポーランド	45	コートジボワール	5	ソロモン	1
フィンランド	40	ザンビア	5	トーゴ	1
ベルギー	40	ベネズエラ	5	バヌアツ	1
イスラエル	39	ルクセンブルク	5	パラオ	1
ウクライナ	39	エチオピア	4	バルバドス	1
ルーマニア	35	ガーナ	4	ブータン	1
パキスタン	30	スーダン	4	ボツワナ	1
アフガニスタン	29	タンザニア	4	マクドニア(旧ユーゴスラビア共和国)	1
ハンガリー	29	パラグアイ	4	モーリシャス	1
アイルランド	28	ブルキナファソ	4	モーリタニア	1
キルギス	26	ベラルーシ	4	モルディブ	1
ブルガリア	24	モザンビーク	4	リヒテンシュタイン	1
ウズベキスタン	23	ラトビア	4	リベリア	1
コロンビア	23	アルバニア	3	東ティモール	1
チリ	23	アンゴラ	3	無国籍・未確定	33
アルゼンチン	22	ウルグアイ	3	合計(147箇国・地域)	46,451
ケニア	22	エルサルバドル	3		
<参考>					
過去5年間の外国人登録者数					
平成25年	40,323				
平成26年	40,565				
平成27年	41,609				
平成28年	42,567				
平成29年	44,282				
					※「無国籍・未確定」について 日本で出生届が出され、在留資格を取得するまでの間にある 子や、パスポート等、国籍を確認する書類をお持ちでない方など

(2) 在留資格別 外国籍の住民基本台帳登録者数

2018(平成30)年12月末現在 (単位:人)

在留資格	人数
特別永住者	17,706
留学	12,153
永住者	5,635
技術・人文知識・国際業務	2,656
家族滞在	1,930
日本人の配偶者等	1,491
技能実習	1,220
定住者	724
特定活動	619
教授	580
その他	1,737
総数	46,451



京都市多文化施策審議会第5期委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏 名	職名又は国籍・背景となる国
指 名 委 員	孫 美幸 (ソン・ミヘン)	大阪大学大学院講師
	張 善花 (チャン・ソンファ)	(公財) 京都YWCA職員
	浜田麻里 (ハマダ・マリ)	京都教育大学教授 (公財)京都市国際交流協会理事
	水野篤夫 (ミズノ・アツオ) ※	伏見青少年活動センター所長
	山内 清 (ヤマウチ・キヨシ)	京都市国際交流会館館長 (公財)京都市国際交流協会専務理事
市 民 公 募 委 員	冠 紗芭図 (カーン・シャバズ)	[パキスタン]
	崎 ミチ (サキ・ミチ)	[カナダ]
	シルヴァン・カルドネル	[フランス]
	宋 明月 (ソウ・メイゲツ)	[中国]
	西 恵味 (ニシ・メグミ)	[日本]
	フィトリアナ・プスピタ・デウイ	[インドネシア]
	築瀬 仁志 (ヤナセ・ヒトシ)	[日本]

※2018(平成30)年11月1日から就任(10月31日までは、村井繁光委員が就任)

○任期は2018(平成30)年4月1日から2020(平成32)年3月31日までの2年間

○指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱

○市民公募委員は市民から公募により選出

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、市長の附属機関にあつては別表第1、教育委員会の附属機関にあつては別表第2のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（秘密を守る義務）

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中略)

別表 (第2条関係)

1 市長の附属機関

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
(略)	(略)	(略)	(略)
京都市多文化 施策審議会	地域における多文化共生（国籍，民族等の異なる人々が，互いの文化的差異を認め合い，対等な関係を築こうとしながら，地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。）の推進に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	12人以内	2年
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (以下略)

京都市多文化施策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市多文化施策審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第2条 審議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 審議会は、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(中略)

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

京都市多文化施策審議会

2018（平成30）年度報告書

2019（平成31）年1月発行

京都市多文化施策審議会

事務局：京都市総合企画局国際化推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL075-222-3072 FAX075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.lg.jp